平成 31 年４月３日

事業者各位

総務部総務課長

【建設工事】平成 31 年度　入札・契約制度の改正について

標記の件について、平成 31 年度から、下記のとおり入札・契約制度を改正しましたので、お知らせします。

記

１　守口市建設工事等業者指名停止基準取扱要綱及び守口市物品等指名停止基準取扱要綱を廃止し、守口市入札参加停止要綱を制定します。

- 入札参加停止とは、「一般競争入札に参加させない措置及び指名競争入札に指名しない措置」をいいます。
- これまでに行われた指名停止は、守口市入札参加停止要綱の制定後は、入札参加停止とみなします。

２　守口市電子入札心得の一部を改正しています。

- 積算内訳書を提出しなければならない入札を、「建設工事に係る入札及び守口市が指定した入札」とします。
- 入札の無効に、「建設工事に係る入札及び守口市が指定した入札の積算内訳書等、必要とする書類を添付しない入札」とします。
- 契約書の提出期間を、原則、「落札決定の日から７日以内（市の休日を含まない。）」とします。

３　発注予定の公表の対象を変更します。

- 公表対象
  - 130 万円を超える建設工事
  - 50 万円を超える測量・建設コンサルタント等業務

４　建設工事の入札参加有資格者の格付を廃止します。

●　これまでは、建設工事について、主観評点を使用し、格付（土木、建築、ほ装、造園のみ）を行っていましたが、これを廃止します。

５　解体工事は、業種「解体」のみで発注します。

●　平成 30 年度は、業種「解体」又は「とび・土工・コンクリート」で発注していましたが、平成 31 年度からは、業種「解体」のみで発注します。

６　発注案件の掲載日を、原則、毎月第２・第４火曜日に固定します。

●　例外的に、固定日以外の日に掲載することがあります。（４月 10 日、４月 17 日掲載予定）